

北海道告示第 10973 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 5 年 11 月 6 日までに北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和 5 年 7 月 3 日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 北広島市中央 3 丁目複合商業施設

北広島市中央 3 丁目 2-4 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

生活協同組合コープさっぽろ 代表理事 大見 英明

札幌市西区発寒 11 条 5 丁目 10 番 1 号

大谷木材産業株式会社 代表取締役 大谷 恵一

北広島市中央 3 丁目 1 番地 3

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐輪場の位置

(変更前) 届出書添付図面「施設配置図（変更前）2-3」

(変更後) 届出書添付図面「施設配置図（変更後）2-4」

イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 数：出入口 5 箇所

位置：届出書添付図面「施設配置図（変更前）2-3」

(変更後) 数：出入口 1 箇所、入口 2 箇所、出口 2 箇所

位置：届出書添付図面「施設配置図（変更後）2-4」

(4) 変更の年月日

令和 5 年 6 月 27 日

(5) 変更する理由

上記(3)ア 駐車場内に歩行者通路を整備し、安全対策を講じるため

上記(3)イ ゲート式有料駐車場とし、周辺環境への対処を講じて運営管理するため

2 届出年月日

令和 5 年 6 月 26 日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和 5 年 7 月 3 日（月）から令和 5 年 11 月 6 日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで

(4) その他

縦覧については、北広島市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等は北広島市へ問い合わせること。